

障がい者差別に関する相談について

1 相談件数

3件（不当な差別的取扱い：1件、合理的配慮の不提供：2件）

2 相談内容

(1) 不当な差別的取扱い

相談1 市内飲食店における盲導犬の入店拒否について

【相談者】

- 市内障がい者団体

【障害種別】

- 視覚障害

【概要】

- 駅近くの居酒屋に、盲導犬を連れて同行者と訪れた際、その飲食店の社員から同行者に対して「次回から盲導犬の同伴はご遠慮ください。」と言われた。
- この居酒屋には、これまで何度も行っているが、これまでそのようなことを言われたことはなく、入店時にはアルバイトの店員がいつも通り案内してくれたとのこと。
- その場で店長に対して、そのような言動は差別に該当することを伝えようとしたが不在であったため、市の方から注意してほしい。

【要因分析】

- 障害福祉課から飲食店へ確認したところ、盲導犬と認識していたにもかかわらず、対応した社員の障害理解が十分でなかったため、入店拒否に関する言動をとってしまったとのことであった。

【市の対応】

- 正当な理由なく、盲導犬の入店を拒否することは「不当な差別的取扱い」に該当する。
- このため、障害福祉課から飲食店の店長に対して、法律（障害者差別解消法、身体障害者補助犬法）や都・市の差別解消条例に基づく適切な対応を依頼した。
- 飲食店の店長からは、今後、店員（社員、アルバイト）に対する指導の徹底・障害理解を促進し、同様のことが発生しないように対応するとの回答があった。

- また、店長からは、嫌な思いをさせてしまい申し訳ないというお詫びとともに、機会があればまた来店して欲しいと伝えてほしい、との回答があった。

(2) 合理的配慮の不提供

相談1 市立中央図書館における障害者用駐車場の利用について

【相談者】

- 市内障がい者団体

【障害種別】

- 身体障害

【概要】

- 市立中央図書館の障害者用駐車場について、原則3時間までの利用とされている。
- 会議室を利用する場合など3時間を超える利用の際に、図書館職員の許可を得る必要があり、使いづらい。

【要因分析】

- 障害福祉課から図書館へ確認したところ、次の①～③が確認された。
- ① 市立中央図書館の障害者用駐車場は計3台あるが、利用ニーズが高い状況がある。そこで、より多くの方に利用していただくため、原則3時間までの利用とするルールを設けている。
- ② 3時間という時間は、対面朗読の時間（対面朗読2時間制、移動を1時間見積もる）を目安に設定している。
- ③ ただし、3時間を超える利用の場合には、図書館職員に対して、その理由（会議室、イベント利用やその他理由がある場合など）を申し出ていただければ、柔軟に対応している。

【市の対応】

- 図書館として、障害者用駐車場の利用ニーズが高い中で、全ての利用者に対して無制限の利用時間を認めることは難しい状況がある。その中で、利用機会の公平性の観点から、利用ルール（原則3時間までの利用。ただし、正当な理由がある場合には利用時間の延長可能。）を設定することは一定の合理性があるものと考えられる。
- 相談者に対して、図書館への確認結果を伝えたところ、納得していただけた。
- 今後の対応について、図書館としては、この障害者用駐車場の利用ルールについて、利用者

への周知を積極的に^{しゅうち せっきよくてき おこな}行っていくとのことであった。

相談^{そうだん}2 シンポジウムにおける視覚障がい者^{しかくしょう しゃ}への配慮^{はいりよ}について

【相談者^{そうだんしゃ}】

- 障がい^{しょうがい}当事者^{とうじしゃ}

【障害種別^{しょうがいしゅべつ}】

- 視覚障^{しかくしょうがい}害

【概要^{がいよう}】

- 市主催^{ししゅさい}のシンポジウム^{しんぽじうむ}に参加^{さんか}した際^{さい}、視覚障がい者^{しかくしょう しゃ}への配慮^{はいりよ}が不足^{ふそく}しているように感じた^{かん}。
- 聴覚障がい者^{ちようかくしょう しゃ}に対してはイベント^{いべんと}時に手話^{しゅわ}や要約筆記^{ようやくひっき}等^{など}のサービス^{さーびす}があるが、視覚障がい者^{しかくしょう しゃ}にはそういったサービス^{さーびす}がない。

【要因分析^{よういんぶんせき}】

- 市主催^{ししゅさい}のシンポジウム^{しんぽじうむ}では、壇上^{だんじょう}のスクリーン^{すくりん}にパワーポイント^{ぱわーぽいんと}を映写^{えいしゃ}して講演^{こうえん}を行^{おこな}っていた。講演^{こうえん}の要所^{ようしょ}で、あえてパワーポイント^{ぱわーぽいんと}を読み上げず、流^{なが}れているスライド^{すらいど}を参加者^{さんかしゃ}自身^{じしん}で読^よんでもらいどう感じ取るかという演出^{えんしゅつ}を行^{おこな}った。
- しかし、視覚障がい者^{しかくしょう しゃ}にとっては、パワーポイント^{ぱわーぽいんと}資料^{しりょう}の読み上げ^{よあ}時の配慮^{はいりよ}等^{とう}が不足^{ふそく}していた。

【市の対応^{し たいおう}】

- 相談者^{そうだんしゃ}に対して、イベント^{いべんと}に参加^{さんか}する際は、事前^{さいぜん}にイベント主催者^{いべんとしゅさいしゃ}へ連絡^{れんらく}し、必要^{ひつよう}となる配慮^{はいりよ}を申し出^{もうで}ていただければ、可能^{かのう}な限り対応^{かぎ たいおう}させていただくことを伝^{つた}えた。
- 具体的^{ぐたいてき}には、今回^{こんかい}の場合は、事前^{さいぜん}に資料^{しりょう}を渡^{わた}したり、最前列^{さいぜんれつ}の座席^{ざせき}を確保^{かくほ}したり、条件^{じょうけん}を確認^{かくにん}してガイドヘルパーの手配^{がいはい}を行^{おこな}うことができることを伝^{つた}えた。
- その際^{さい}、相談者^{そうだんしゃ}に対して、利用可能^{りようかのう}な支援^{しえん}、サービス^{さーびす}に関する説明^{かん せつめい}を行^{おこな}ったところ、市^しのケースワーカー^{けーすわーかー}につながり、障害福祉サービス^{しょうがいふくし さーびす}（同行援護^{どうこうえんご}）の支給決定^{しきゅうけつてい}を行^{おこな}うこととな^なった。